

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	エンタリティ研究所		
代表者	岸川 浩一郎	担当者	岸川 浩一郎
所在地	〒241-0005 横浜市 旭区 白根 5-66-12 TEL: 045-954-2814 FAX: - - E-mail: 51978491@people.or.jp		
設立の経緯 ／沿革	<p>定年退職を機に22年前に、現役時代の経験を生かし、任意団体の啓発団体である、環境マネジメントに関する団体を設立し、現在に至っています。</p> <p>ちなみに、エンタリティとはエンバイロメント（環境）とメンタリティ（心）の合成語で、本心から環境に取り組むこと（環境心に基づく環境マネジメント）の大切さを啓発するために私が名付けたものです。</p>		
団体の目的 ／事業概要	<p>20年ほど前は、多くの大企業が国際規格であるISO14001に準拠した環境マネジメントシステムを社内に導入し、外部認証を受けることが、取引先の確保や会社のイメージ向上に不可欠と捉えられていました。しかし、環境に配慮した事業活動を本気で取り組むには、システムの外形を導入しただけでは不十分であるところから、その本質を伝えることが大切との信念に基づき、エンタリティの名のもとに情報発信をしてきているところです。</p>		
活動・事業実績 （企業の場合は 環境に関する 実績を記入）	<p>環境マネジメントに関連する動向を、必要に応じてコメントを付けて、あるいは環境エッセイを著し、環境仲間に日々発信しています。</p>		
ホームページ	ありません		
設立年月	1997年10月	*認証年月日（法人団体のみ）	年 月 日
資本金/基本財産 （企業・財団）	円	活動事業費/ 売上高（H20）	24万円
組 織	スタッフ/職員数 1名（内 専従 0名）		
	個人会員 5名	法人会員 0名	その他会員（賛助会員等） 0名

■政策の分野

- ・地球温暖化対策（基本政策）
- ・ポスト京都議定書の中期目標

■政策の手段

- ・国際交渉を通して各国各階層への公平な割付けによる公正で実効ある議定書の合意形成
- ・新しい国際合意に基づき温暖化対策目標の国民各層への割付け・提示

団体名：エンタリティ研究所

担当者名：岸川 浩一郎

■キーワード	温暖化対策	目標	ポスト京都議定書	フレームワーク	分野
--------	-------	----	----------	---------	----

① 政策の目的

国際的にも公平な排出量目標に基づく温暖化対策の推進

② 背景および現状の問題点

（１）提案の背景

1) 枠組みの不在

枠組み条約と呼ばれながら、枠組みという共通の基盤を共有化しないままに、各国は勝手な自主提案や非難合戦ばかりで、参加国も限られ、温暖化防止への求心力の欠如がみられます。

2) 達成シナリオの不在

京都議定書の目標達成に関して、政府は国民や産業界各界に温室効果ガスの排出削減を呼び掛けるだけで、納得いく許容排出量や削減目標、目標達成のための政策がよく分かりません。

（２）現状の問題点

1) 枠組みに各国共通基準の不在

気候変動枠組条約締約国の枠組み（各国共通の基準）がなく、各国の目標は政治的力学（国力）で決まっています。例えば途上国の人々は温暖化は先進国に責任があり、先進国並みの文化的生活をしたいからと削減ではなくもっと多くの排出許容量（排出権）を求め、先進国は、途上国が排出量を抑制しないなら大幅な削減に応じないとの厳しい態度を示しています。

2) 削減率という達成基準単位

各国は排出量と直接リンクしない削減率という指標を使った数値目標を持ち寄っています。削減率による目標設定では、過去における排出量や排出抑制の努力との関係が直接反映したものか分かりづらく、過去に多大な排出抑制努力をした国（企業、市民）とそうでない国とを比較して、その目標値あるいは実績値が適切であるのかを判断できないという問題があります。

3) 国家（産業）構造への配慮不在

ご存知のように世界はボーダレス化してきています。特に、発展に意欲的な企業は人材や資源、コスト、消費地、法規制などを意識して事業を展開しています。しかし、条約も我が国の目標や規制もこのような点に関する配慮はあまりみられません。

4) 公正な規制（目標）の不在

我が国の目標達成のために、各分野（産業界、市民など）の特性や過去の努力や事情に合わせた個別の目標値が提示されてなく、一律の削減率となっていますが、その根拠は不明確です。各国の目標も同様です。我が国の6%一律削減も議定書の欠陥を反映しているものと推定しています。厳しい罰則がないこともあって、結果として、地球規模の環境問題であるにもかかわらず、国民や企業の大多数は温暖化対策に熱心には取り組んでいるようにみえません。

③ 政策の概要

国連気候変動枠組条約締約国会議で、性格も実態も大きく異なる市民部門と産業部門について人口比と生産量比による許容排出量原単位を算出し、その値に基づいて排出量目標値を再設定し、その合意した世界共通枠組みに基づき国内規制や政策を展開することを提案いたします。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

（１）政策の実施方法

条約の枠組みを各国からの申告制によるのではなく、事務局あるいは議長国が産業分野とその他の分野別に年代別温室効果ガス許容排出量を設定し、合意し、その設定ルールに従って、各国は削減量や計画を立案し、実施状況（排出量状況）を報告する制度にすることを提案いたします。

１）国際条約レベル

第１段階；世界全体の年代ごとの許容温室効果ガス年間排出量（単に排出量と称す）を設定

第２段階；合計排出量を市民部門（基礎的分野）と産業部門（その他分野）に分解

まず世界の排出量が急拡大した時期（１９６０年）前の市民一人当たりの排出量に２０５０年時点での予想世界人口を乗じた排出量を市民部門の許容目標排出量（基礎的許容排出量）とします。次いで世界全体の許容排出量から基礎的許容（市民部門）排出量を差し引いた排出量（残余許容排出量）を産業部門の目標許容排出量とします。必要に応じて、両部門の比率を調整します。

第３段階；産業界内の各業界への許容排出量の分解

産業界全体の許容排出量をどう各産業界（鉄鋼、電気など）に割付けるかは、WBCSDのような産業界の国際組織などと協議して検討し、一定の考え方の下で割付けていただきます。

第４段階；過渡的措置と支援体制等を決定

激変緩和処置や金融支援、技術援助、世界的なプロジェクトによる技術開発等は在来の手法により決定し、国際機関などで推進していただきます。

２）我が国の実施段階

第５段階；国際統一基準に基づく我が国目標の詳細決定

政府には上記統一基準の下で、実行目標の詳細を決定し、温暖化対策を推進して頂きます。

（２）全体の仕組み

１）国連気候変動枠組条約の枠組み

条約の枠組みを国家による申告制を基礎とするのではなく、市民部門と産業部門別に年代別温室効果ガス許容排出量を設定し、そのルールと設定量に従って、各国は削減計画を立案し、実施状況（排出量状況）を報告する制度にさせていただきます。その基本的枠組みは以下の通りです。

１．市民部門の分野；人口当たりの年代別温室効果ガス許容排出量（貧富に関係なく世界共通）

人口規模の推移によっては、国家レベルでの許容排出量は変更されます。

２．産業部門の分野；鉄鋼等分野ごとの年代別温室効果ガス許容排出量を設定（世界共通）

３．経過措置；ライフスタイルの変更や、温暖化防止装置の設置などのために、必要なら経過措置を講じていただきます。

４．技術、財政的支援制度；現在の議論の通りで結構です。

２）国連気候変動枠組条約（略して条約）を受けての我が国の枠組み

現在の削減率ではなく、排出量にもとづき市民と事業者が世界の中で夫々公平な努力を傾注できるように政府は法制や税制を見直し、国をあげて温暖化防止に努めていただきます。

１．市民その他の分野；人口当たりの年代別温室効果ガス許容排出量

環境省、総務省を所轄部門として、排出許容量を国民に提示し、所与の温室効果ガス許容排出量の達成のため、新エネルギー買い取り負担制度等を拡充し、エネルギー購入価格などの政策により、排出量削減に誘導していただきます。注）その他；農業など国内中心の非輸出産業分野

２．産業の分野；産業の分野毎の年代別温室効果ガス許容排出量

基本的には条約の議定書に従って、政府は目標を産業界に提示し、各社（あるいはその上部産業団体や自治体を通して）から定期的に、温室効果ガス排出量と削減計画の提出を求め、技術開発の推進策や排出量取引制度、各種助成措置等を講じ、目標の必達に努めていただきます。

* 政策推進の主体は経済産業省、国土交通省など産業政策の各推進部署

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

本提案の実施主体は、提案の趣旨から、日本政府であり、産業界や市民自身となります。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

農業などの身近な事業部門を含む市民部門の温室効果ガスの排出量はおおよそ人口に比例したものであり、世界レベルでの共通指標である人口当たりの排出量の目標には容易に賛成が得られるものと考えられます。そのことによって、世界レベルで文化的生活が追求でき、国民（市民）やその他部門の事業者は永久的な削減率競争や、途上国や貧しい国からの非難からも解放され、地球市民としての一体感の中で省エネルギーや創エネルギーなどの温暖化対策に取り組んでいけるものと考えます。

一方、我が国のGDPに大きく貢献する自動車や電機などの基幹産業界は、環境に貢献すべきと考えてはいるものの、国際場裏で公平な競争が担保されないと生き残れないとの危機感を抱いています。本提案は日本経団連など産業界の意向をもっともなことから受け止め、国際的な枠組みの中で排出量を設定するものですから、諸外国の産業界も考え方に賛同し、産業界は協調と競争の原則に従って温暖化対策に取り組むことになることを期待できます。

⑦ その他・特記事項

特にありませんが・・・

市民として、私が実施しています温暖化対策と市民としての要望を下記に述べて、政策見直しの参考にしていただきたいと思います。

（１）受け止めている政府からのメッセージ

新聞報道により、京都議定書に関して日本政府が約束した内容は、下記の通りと理解しています。

* 1990年を基準に、2008年から2012年の間に、温室効果ガスの排出量を6%低減させること；これを受けて、政府はチームマイナス6%などの国民運動を推進しています。

* 新中期目標は25%削減とのことです。

（２）私の排出量削減の状況（主な実施事項）

1) 冷暖房機器の使用制限

夏は30度C以上でないとエアコンを利用しない、冬は8度C以下でないと暖房しない。

* 具体策；夏はパンツだけ着用し扇風機使用、冬は外出時と同様の防寒着を着用したまま生活しています（ハビチュエーションで可能）。太陽光発電パネルを設置済みで平均自家消費電力量の倍量を発電し、余裕電力は売電中ですが、買電も事実なので相殺などというずるいことはしていません。

2) 照明

可能な限りLED照明と蛍光灯に代替化済み、夜の読書とパソコン操作時や食事時のみ照明使用

3) 冷蔵庫

食品は露地栽培の地元のものを中心に毎日買い物し、冷蔵庫使用を極力抑制しています。

4) 風呂、洗濯、水道

風呂は1（夏）、2（冬）週間に1回、適宜シャワー利用、洗濯も風呂に合わせて風呂湯を利用、お湯はヒートポンプ式給湯器と深夜料金活用で昼間電力のピークカットに努めています。

5) 交通

ハイブリッド車の使用を停止し、普段は徒歩40分先の停留所からバスか電車を利用しています。

（３）温暖化ガス排出量

上記施策を実行し、90年当時と比べ排出量は約30%削減できていますが、今後25ないし80%削減をどうして実現するか思案しています。公共施設で時間を過ごし、外食をすると見掛けは削減できますが、環境負荷を企業や行政へ転嫁してしまうことになり、本質的解決策になりません。

（４）許容排出量の提示を求めます

世界市民の誰からも認められる、今後数十年間の私（市民）の年間許容排出量はどれほどなのか、環境省あるいはIPCCなどで算出し、私どもに提示していただきたいものです。